

聖籠町告示第14号

聖籠町信用保証料補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月15日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町信用保証料補給規程の一部を改正する告示

聖籠町信用保証料補給規程（平成28年聖籠町告示第101号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

| 補給対象資金名 | 貸付額 | 補給率 |
|-----------------|-----------------|------|
| 聖籠町地方産業育成資金 | 300万円以下 | 100% |
| 聖籠町中小企業不況対策特別資金 | 300万円超700万円以下 | 75% |
| 聖籠町中小企業振興資金 | 700万円超1,000万円以下 | 50% |

ただし、貸付額は保証協会の信用保証により金融機関が町内の中小企業に貸付けた額とする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。